

令和5年12月15日
文部科学省
国土交通省
警察庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和5年9月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和5年9月末時点)

対策必要箇所(全体数)	箇所数	箇所数		割合
		対策済	暫定的な安全対策を含む	
対策必要箇所(全体数)	7万6,404か所	対策済	6万7,292か所	88.1%
		暫定的な安全対策を含む	7万2,427か所	94.8%
教育委員会・学校による対策箇所	4万1,437か所	対策済	4万0,871か所	98.6%
		暫定的な安全対策を含む	4万0,939か所	98.8%
道路管理者による対策箇所	3万9,071か所	対策済	3万1,158か所	79.7%
		暫定的な安全対策を含む	3万5,472か所	90.8%
警察による対策箇所	1万6,996か所	対策済	1万6,723か所	98.4%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,739か所	98.5%

- ※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)と一致しない。
- ※3 対策必要箇所(全体数)、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所数(1,463か所、うち対策済1,324か所)を含む。
- ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。
- ※6 暫定的な安全対策を含む対策済箇所数及び割合は、暫定値である。